

認知症高齢者グループホーム運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人久住会が設置運営する指定介護予防認知症対応型共同生活介護若しくは指定認知症対応型共同生活介護は要支援2・要介護者であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ日常生活を営むことができるように支援するとともに、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 本事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。

4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。

5 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。

（事業所の名称等）

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 名 称 グループホーム 敬 寿

2 所在地 福岡県鞍手郡小竹町勝野1751番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 本事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤、兼務）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

（2）計画作成担当者 1名（常勤、兼務）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護計画

（以下「介護計画」という。）を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

（3）介護職員 若干名（人員に関する基準を満たす人数）

介護職員は、介護計画に基づき、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

（利用定員）

第5条 利用定員は、9名とする。

（介護の提供内容）

第6条 指定認知症対応型共同生活介護若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供内容は次のとおりとする。

- （1）入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- （2）日常生活上の世話
- （3）日常生活の中での機能訓練
- （4）相談、援助

（介護計画の作成等）

第7条 指定認知症対応型共同生活介護サービス若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護の開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。

2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を面談の上、説明し同意を得る。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

4 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束は行わない。

（利用料等）

第8条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、別紙料金表によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、その額に対して、利用する者の「介護保険負担割合証」に記載されている「利用者負担の割合」とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

（1）家賃 18,000円／月

（2）食材料費 40,000円／月

（3）光熱水費 10,000円／月

（4）その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用は実費

2 月の中途における入居または退居については日割り計算とする。

但し、家賃は15日を基準日として家賃の2分の1又は全額をもって精算する。

3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座振替によって指定期日までに受けるものとする。

（入退居に当たっての留意事項）

第9条 入居に当たっての条件は、要支援2・要介護で認知症であり、かつ次の各号を満たす者とする。

(1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。

(2) 自傷他害のおそれがないこと。

(3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第10条 本事業所の職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 職員であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第11条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事業関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第12条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第13条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 職員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第14条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた時は、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(災害、非常時への対応)

第15条 事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2 事業所は、消防法令に基づき、消防計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも月1回は実施する。そのうち年1回以上は総合訓練を実施するものとする。

3 利用者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせるものとする。

4 事業所の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、消防署に通報される装置となっている。

（虐待等の禁止）

第 16 条 従業者は利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。

- （１） 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
- （２） 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- （３） 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- （４） 食事を与えないこと。
- （５） 利用者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- （６） 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- （７） 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- （８） 性的な嫌がらせをすること。
- （９） 当該利用者を無視すること。

（虐待防止に関する事項）

第 17 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （１） 虐待防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）の設置等に関すること。

ア 虐待防止委員会の設置（委員会の開催は年に４回以上）

イ 虐待防止のための指針の整備

ウ 虐待防止のための研修の実施

採用時研修 採用後１ヶ月以内

継続研修 年１回以上

- （２） 成年後見制度の利用支援
- （３） 苦情解決体制の整備
- （４） 虐待の防止に関する責任者の選定

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束の禁止）

第 18 条 サービス提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

- （１） 緊急やむを得ず拘束を行わなければならない場合は、拘束の理由、心身の状況、内容、期間をご家族、ご本人に説明し同意を得る。
- （２） 拘束を行った内容についての経過記録及び再検討記録を作成し、早期に拘束を解除すべく努力をおこなう。

（感染症対策）

第 19 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

（１）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（感染症対策委員会）を概ね３ヶ月に１回以上開催するとともに、その結果に従業者に周知徹底を図る。

（２）事業所における「感染症の予防及びまん延防止のための指針」を整備する。

（３）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（業務継続計画）

第 20 条 事業所は、感染症や自然災害の発生時において入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

２ 事業所は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

３ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（パワハラ・セクハラの防止）

第 21 条 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

（職員の資質向上）

第 22 条 事業所は、全ての介護事業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者、その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、研修時間の確保を積極的に行うこととする。

（その他運営に関する留意事項）

第 23 条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護にかかる外部評価事業を１年ないし２年に１回受審するものとし、この結果を公表するものとする。

２ 従事者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

（１）採用時研修 採用後１か月以内

（２）継続研修 年１回

３ 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

附 則

この運営規程は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する
平成 15 年 4 月 1 日から施行する
平成 17 年 4 月 1 日から施行する
平成 18 年 4 月 1 日から施行する
平成 19 年 1 月 1 日から施行する
平成 20 年 4 月 1 日から施行する
平成 24 年 5 月 1 日から施行する
平成 26 年 6 月 1 日から施行する
令和 1 年 10 月 1 日から施行する
令和 6 年 4 月 1 日から施行する